

被扶養者 認定・取消の手引き

目 次

1. 被扶養者の範囲	1
被扶養者とは	
被扶養者の範囲（三親等内の親族図）	
2. 被扶養者として認定できない者	2
3. 被扶養者の認定申告手続き	2
新規に認定する	2
継続して認定する	3
検認について	3
国民年金第3号被保険者関係届の提出について	3
4. 被扶養者の取消申告手続き	4
取消の事由	4
5. 所得のとらえ方について	5
認定基準額	5
所得の種類	
1 給与所得	5
2 年金	7
3 傷病手当金	7
4 雇用保険	7
5 事業所得、農業所得、資産所得等	7
必要経費と認められない主なもの	
6 株等の譲渡収入	7
7 利子配当、各種配当金等	8
8 その他	8
6. 夫婦共同扶養の認定について	8
7. 父母の認定について	9
8. 組合員と別居している父母等を扶養する場合の送金額について	10
9. 国民年金第3号被保険者（被扶養配偶者）の手続きについて	11

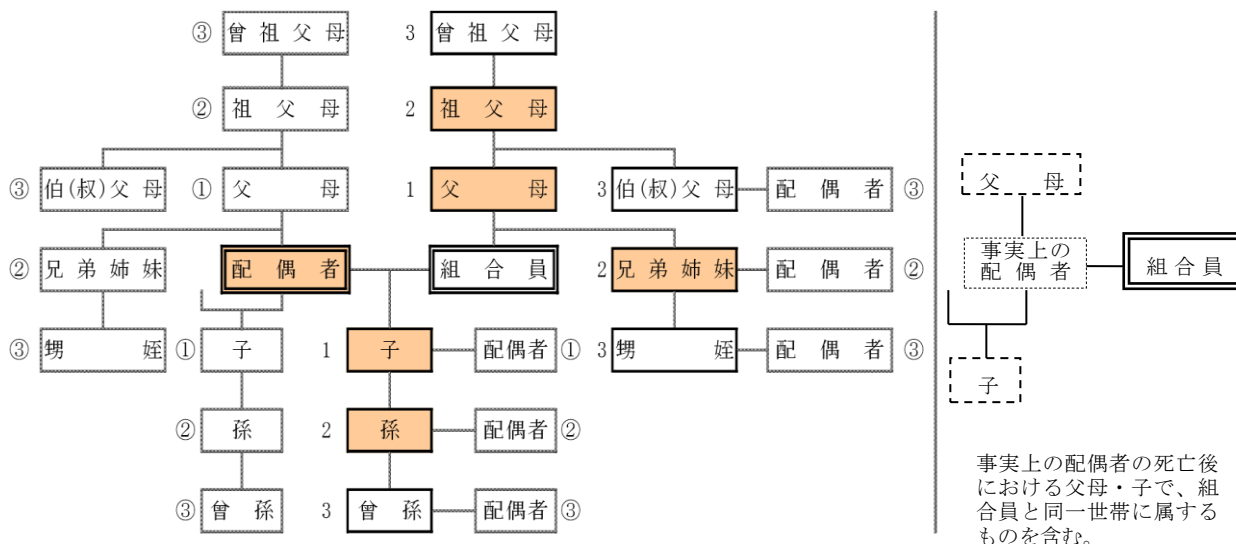
1. 被扶養者の範囲

被扶養者とは

「主として組合員の収入により生計を維持している者であって、日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者」で、次に掲げる者です。

- ① 組合員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ② 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で①に掲げる者以外の者
- ③ 組合員と事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む）

被扶養者の範囲（三親等内の親族図）



血族 1～3：血族親等

姻族 ①～③：姻族親等

の者は、組合員との同一世帯要件なし。その他の者は、組合員との同一世帯要件あり。

(注 意)

- ・ 組合員と別居の「父母・祖父母・兄弟姉妹・孫」を被扶養者として認定する場合は、基準を満たす組合員からの送金が必要です。詳細は、「8. 組合員と別居している父母等を扶養する場合の送金額について」（10ページ）を参照してください。
- ・ 父母の認定について、父母の一方に所得限度額以上の所得があり、他の一方のみを被扶養者として認定する場合は、原則、父母双方の所得合算額が基準を満たす必要があります。詳細は、「7. 父母の認定について」（9ページ）を参照してください。

2. 被扶養者として認定できない者

- ① 共済組合の組合員及び他の健康保険等（後期高齢者医療制度含む）の被保険者である者
- ② その者について、組合員以外の者が扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
- ③ 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、当該組合員が主たる扶養者でない者
- ④ 年額 130 万円以上の所得がある（もしくは見込める）者
ただし、「障害年金を受けられる程度の障害がある者」又は「60 歳以上の者」にあつては、公的年金と他の所得を合算して年額 180 万円以上の所得がある（もしくは見込める）者

所得とは：被扶養者認定の場合の所得とは、所得税法上の所得ではなく、将来にわたって見込まれる恒常的な収入の総額をいいます。（課税・非課税であるかを問いません）

- ⑤ 日本国内に住所がなく（住民票がない）、留学等の国内居住要件の例外にも該当しない者
- ⑥ 日本国籍を有しない者であつて、「医療滞在ビザ」、「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者

3. 被扶養者の認定申告手続き（提出書類は「共済OITAガイドブック」を参照）

●新規に認定する

新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合には、その事実が生じた日から認定されます。

ただし、届出がその組合員となった日又はその事実の生じた日から **30 日以内**にされない場合には、その届出を所属所が受け付けた日から認定します。この場合にはその間に生じた病気などについての給付は行われなことになるしますので、遅れないように手続きをしてください。

（注意）・被扶養者の要件を備える者の住所が日本国内にない（住民票がない）場合

「国内居住要件の例外に該当することを証する書類等」*が別途必要です。書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

※国内居住要件の例外に該当することを証する書類等

例外該当事由	添付書類（いずれか1点）
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であつて、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

- ・被扶養者の要件を備える者の住所が日本国内に住所がある（住民票がある）場合

被扶養者の要件を備える者の住所が日本国内にある（住民票がある）と申告をした場合は、マイナンバーを活用した情報連携又は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からの機構保存本人確認情報の提供により、当該認定対象者に係る住所情報を共済組合にて確認します。ただし、共済組合が住所情報を確認できない場合は、後日、所属所を通じて「住民票」の提出を依頼します。

※被扶養者の認定に関して、確認の結果、日本国内に住民票がなく、国内居住要件の例外にも該当しなかった場合は、当初に遡って認定取消となる可能性もあるので、ご注意ください。

●継続して認定する

扶養手当の対象であった被扶養者について、扶養手当受給終了後も引き続き共済組合の扶養を希望する場合は、普通認定から特別認定への切替手続きが必要です。（ただし、組合員がフルタイム再任用職員になったことにより扶養手当の受給が終了した場合は手続き不要）

（例）・子供が22歳の年度末に達した

・親の年金受給が始まり、年間の所得見込額が130万円以上180万円未満になった

また、特別認定であった被扶養者の所得が減少した等のため普通認定となった場合には、特別認定から普通認定への切替が必要です。

●検認について

被扶養者の所得状況を確認するため、地方公務員等共済組合法施行規程第97条に基づいて毎年検認を実施します。検認の具体的な手続きについては、所属所長あて通知します。

国民年金第3号被保険者関係届の提出について

組合員（65歳以上の老齢基礎年金などを受ける権利を有している者は除く）の配偶者で、20歳以上60歳未満の者は、医療保険上の被扶養者として認定されると国民年金第3号被保険者に該当し、個人で国民年金保険料を納める必要がなくなります（共済組合が拠出金として負担します）。

配偶者を新たに扶養認定する際には「国民年金第3号被保険者関係届」（以下、「関係届」という。）を日本年金機構に提出する必要があります。詳細は、「9. 国民年金第3号被保険者（被扶養配偶者）の手続きについて」（11ページ）を参照してください。

4. 被扶養者の取消申告手続き（提出書類は「共済OITAガイドブック」を参照）

被扶養者が下記の取消の事由に該当した場合は、速やかに取消の手続きを行なってください。

取消手続きが遅れて事由発生の日まで遡って取消した場合、取消日より後に生じた医療費等（公立学校共済組合負担分）は当共済組合に全額返還していただくこととなりますので、十分注意してください。

【取消の事由】

- ① 被扶養者が、就職により他の健康保険の被保険者となったとき
- ② 被扶養者の所得が基準額を超えたとき
 - ア 年間所得が130万円以上になったとき（見込まれるときも含む）

ただし、「障害年金を受けられる程度の障害がある者」又は「60歳以上の者」にあつては、公的年金とその他の所得を合算して年額180万円以上になったとき
 - イ 月額108,334円以上の所得を3ヶ月連続で超えたとき（見込まれるときも含む）

ただし、「障害年金を受けられる程度の障害がある者」又は「60歳以上の者」にあつては、公的年金のひと月当たりの金額とその他の所得を月毎に合算した結果、月額150,000円以上の所得を3ヶ月連続で超えたとき
 - ウ 日額3,612円以上の雇用保険の給付を受けるに至ったとき

ただし、「障害年金を受けられる程度の障害がある者」又は「60歳以上の者」にあつては、日額5,000円以上の給付を受けるに至ったとき
 - エ 事業等の所得が確定申告等により130万円以上となったとき

ただし、「障害年金を受けられる程度の障害がある者」又は「60歳以上の者」にあつては、公的年金と事業等の所得を合算して180万円以上となったとき
- ③ 組合員以外の者の被扶養者となったとき
 - ア 被扶養者が結婚、別居、離婚等をしたとき
 - イ その被扶養者に対して、当該組合員以外の者が扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けるようになったとき
 - ウ 他の者と共同して同一人を扶養している場合で、社会通念上、組合員が主たる扶養者でなくなったとき
- ④ 組合員との生計維持関係がなくなったとき
- ⑤ 被扶養者が死亡したとき
- ⑥ 同居が認定要件とされている者（義父母等）が組合員と別居したとき
- ⑦ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- ⑧ 日本国内に住所がなく（住民票がない）、国内居住要件の例外にも該当しなくなったとき
- ⑨ 上記のほか、扶養の実態がないと判断されるとき

国民年金第3号被保険者関係届の提出について

20歳以上60歳未満の被扶養配偶者を所得超過・死亡・離婚・海外居住（海外特例要件非該当）の事由により扶養取消する際には、関係届（非該当届）を「扶養取消申告書」に添えて提出する必要があります。詳細は、「9. 国民年金第3号被保険者（被扶養配偶者）の手続きについて」（11ページ）を参照してください。

5. 所得のとらえ方について

共済組合法に基づく「所得」とは、所得税法上の所得とは関係なく、将来にわたって見込まれる恒常的な収入（退職手当、不動産売却金等の一時的な収入や、過去における収入は含まない）の全てを合算した額をいい、現況により判断します。

認定基準額

- 1 基準年額・・・・・・・・130万円未満
ただし、「障害年金を受けられる程度の障害がある者」又は「60歳以上の者」にあつては、180万円未満
- 2 基準月額・・・・・・・・108,334円未満（130万円÷12月）
ただし、「障害年金を受けられる程度の障害がある者」又は「60歳以上の者」にあつては、150,000円未満
- 3 基準日額・・・・・・・・3,612円未満（130万円÷12月÷30日）
（雇用保険の日額等） ただし、「障害年金を受けられる程度の障害がある者」又は「60歳以上の者」にあつては、5,000円未満

所得の種類

- 1 給与所得（通勤手当等を含めた総支払額を所得額とする）
 - (1) 常勤で雇用期間の定めのない者については、月額及び賞与等により年額を算定する。
 - (2) 基準月額を超える月が3ヶ月以上継続する場合はあらかじめ見込まれる場合は、雇入れの日から扶養取消となる。
 - (3) パート、アルバイト等で給与月額が変動する場合において、認定基準月額を上回らないことが恒常的であると見込まれるときは、一時的に基準月額を上回っても、3ヶ月連続で基準月額を超えるか、基準年額を超えるまでの間は認定できる。

[3ヶ月連続で基準月額を超える場合の例]

	給料 (円)	賞与 (円)	計 (円)
⋮	⋮	⋮	⋮
7月	90,546		90,546
8月	124,000		124,000
9月	75,384		75,384
10月	131,455		131,455
11月	115,600		115,600
12月	88,547	50,000	138,547
1月	96,545		96,545
⋮	⋮	⋮	⋮

3ヶ月連続して108,334円以上となったため、扶養取消に該当する。
 (3ヶ月連続して超過した翌月の初日を取消要件が生じた日として取り扱う。
 この場合は1月1日)

<被扶養者が60歳以上の場合>

60歳に達した日(60歳の誕生日の前日)の属する月から収入要件が年額180万円となる。

【9月20日が60歳の誕生日の場合】

	給料	賞与	計
∴	∴	∴	∴
7月	90,546		90,546
8月	124,000		124,000
9月	115,384		115,384
10月	161,445		161,445
11月	150,600		150,600
12月	100,547	50,000	150,547
1月	96,545		96,545
∴	∴	∴	∴

・8月までの基準月額は108,334円。

・9月以降の基準月額は150,000円となる。

この基準月額を3ヶ月連続して超えた場合、扶養取消に該当する。

(3ヶ月連続して超過した月の末日を取消日として取扱う。この例では12月31日取消。)

この取り扱いは、結果として年額所得が基準額未満となっても変わりません。

【年額所得超過の例：9月20日が60歳の誕生日の場合】

	給料	賞与	計
∴	∴	∴	∴
3月	50,584		50,584
4月	108,900		108,900
5月	75,384		75,384
6月	118,002		118,002
7月	105,600		105,600
8月	82,820	50,000	132,820
9月	146,000		146,000
10月	168,000		168,000
11月	150,800		150,800
12月	148,000		148,000
1月	142,000		142,000
2月	98,000	50,000	148,000
3月	148,000		148,000
4月	152,036		152,036
∴	∴	∴	∴

直近の過去1年以内の収入を合算して基準年額以上となった場合は扶養取消となる。

(基準年額を超過した月の末日を取消日として取扱う。)

基準年額の考え方は、
3月から2月で見ると、
3月から8月 108,334円×6
9月から2月 150,000円×6の
1,550,004円となる。

累計	基準年額	認定
1,494,090	1,550,004	○
1,591,506	1,591,670	○
1,634,642	1,633,336	×
∴		

(4月末日に取消)

(4) 収入超過（見込みを含む）により扶養取消となった場合、以下のいずれかに該当すれば再度認定できる。

- ① 離職又は雇用条件を変更したこと等により恒常的に収入の減少が見込めるとき（離職日の翌日または雇用条件が変わった日に再認定）
- ② 収入の実績が3ヶ月連続して上記の基準月額未満となったとき（3ヶ月連続して上記の基準月額未満となった翌月の初日に再認定）

2 年金

- (1) 公的年金（非課税の遺族年金・障害年金も含む）、恩給、災害補償給付等
- (2) 個人年金

個人年金については、公的年金等と同様に一定期間掛金を納めた後、老後の生活資金として受け取るものであることから、税法上の取り扱いとは異なり、必要経費等を控除することなく年間の支給額をもって恒常的な所得の額とします。

3 傷病手当金

4 雇用保険

- (1) 基準日額を超えた場合、支給期間の当初から扶養取消となる。
- (2) 待機期間及び給付制限期間は、被扶養者として認定できる。
- (3) 特例一時金、高年齢求職者給付金は一時的な所得であるので、所得には含まない。

5 事業所得、農業所得、資産所得等

収入の見込みを立てることが困難な事業所得等については、確定申告時の年間における総収入金額により判断します。ただし、事業を行なう上で必要不可欠な直接的経費に限りその実額を控除した額により判断します。所得税法上認められる経費とは一致しないので、注意してください。

必要経費と認められない主なもの

租税公課、減価償却費、貸倒引当金、損害保険料、専従者給与、利子割引料、広告宣伝費、福利厚生費、接待交際費等

6 株等の譲渡収入

- (1) 譲渡収入については、譲渡価額から取得価額を差し引いて算出する。
- (2) 確定申告の際に使用する書類など、1年間の取引結果がわかるもので確認する。
- (3) 新規の扶養認定者が株等を保有している場合は、前年の譲渡収入により判断する。
- (4) 保有している株等をすべて譲渡した場合、一時的な所得とみなす。ただし、複数回行われている場合、一時的な所得とはみなさない。
- (5) 株等を保有し続けている間に譲渡収入が発生する場合、取引回数に関係なく収入とする。
- (6) 株等の譲渡収入がマイナスとなった場合、0円とみなす。
- (7) 株等の譲渡収入で損失があり、税法上翌年以降に繰越できる損失があっても考慮せず、あくまで当年の譲渡収入で判断する。

7 利子配当、各種配当金等

年に1回程度支給されるものであっても、恒常的に支給される場合は該当する。

8 その他

- (1) 日本学術振興会特別研修員に支給される研究奨励費
- (2) 職業訓練校に入校したときに支給される訓練手当
- (3) 司法修習生の給付金
- (4) 青年農業給付金
- (5) 上記の他、恒常的に支給されるもの

6. 夫婦共同扶養の認定について

夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定にあたっては、次の①～③を原則として、家計の実態、社会通念等を勘案して行なうものとします。

(1) 夫婦とも被用者保険の被保険者の場合には、以下の取り扱いとする。

- ①被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ。）が多い方の被扶養者とする。
- ②夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届け出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
- ③夫婦の双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に被扶養者とすべき者に係る扶養手当又はこれに相当する手当の支給が認定されている場合に、その認定を受けている者の被扶養者として差し支えない。

(2) 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合には、以下の取扱いとする。

- ・被用者保険の被保険者については年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれか多い方を主として生計を維持する者とする。

提出書類

夫婦双方の年間収入がわかる書類とする。

(1) 組合員の収入が前年、現在、将来も多い場合

組合員と配偶者、それぞれの所得額証明書、確定申告書の写し及び年金の額を確認する書類等

※給与収入以外に収入がないものにより源泉徴収票可

(2) 前年の収入は組合員のほうが少ないが、現在及び将来に向かって多くなる場合

①組合員と配偶者、それぞれの所得証明書等

※給与収入以外に収入がないものにより源泉徴収票可

- ②組合員の方が、現時点で収入が高いことがわかる書類及び配偶者の収入が低くなったことがわかる書類（夫婦の直近の給与明細書、辞令等）

参考：育児休業を取得した者についての取扱い

組合員が育児休業を取得したことにより扶養手当が不支給となった場合については、配偶者に認定替えをすることなく、引き続き当該組合員の被扶養者として差し支えない。

- ・この取扱いは、認定替えを妨げるものではありません。
復帰後に扶養手当の再受給が見込まれない等、「育児休業を取得したために扶養手当が一時的に不支給となった」とはいえない場合等には認定替えをしてください。
- ・被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として夫婦どちらか一方の被扶養者としてください。（複数の子がいる場合、夫婦間で被扶養者を分けて扶養することは出来ません）

7. 父母の認定について

父母の一方に所得限度額以上の所得があり、他の一方を被扶養者として認定するときは、双方（父及び母）の所得を合算し、その額が下表の合算額を超えている場合は、他の一方も被扶養者として認定できません。

ただし、所得限度額以上ある一方に社会通念上明らかに他の一方を扶養できないと認められる事由があり、組合員と他の一方とに生計維持関係がある場合においては、この限りではありません。

両親の一方（父又は母）	両親の一方（母又は父）	所得合算額
60歳未満	60歳未満	260万円
60歳未満	60歳以上	310万円
60歳以上	60歳未満	310万円
60歳以上	60歳以上	360万円

8. 組合員と別居している父母等（※）を扶養する場合の送金額について

被扶養者として認定を受けようとする者の収入総額（当該被扶養者自身の収入額と組合員及び当該組合員以外の者の送金等による収入の合計額をいう）に占める組合員の送金額の割合が、3分の1以上あることが必要です。

なお、組合員が当該組合員以外の者と共同して認定対象者を扶養している場合は、組合員の送金額が当該組合員以外の者の負担額を上回っていなければなりません。

送金の事実のわかる書類（定額自動送金契約書や通帳、金融機関の振込依頼書等）は必ず整理保管し、毎年行う検認時に写しを共済組合に提出してください。現金の手渡しは送金として認められません。

（※）父母等・・・具体的には、父母・祖父母・兄弟姉妹・孫を指す。

<要件を満たす具体例>

○組合員が単独で母を扶養

$$\boxed{\text{母の所得額 (70 万円)}} + \boxed{\text{組合員の送金額 (50 万円)}}$$

$$= \boxed{\text{母の総収入額 (120 万円)}}$$

$$120 \text{ 万円} \times 1/3 = 40 \text{ 万円} < 50 \text{ 万円}$$

→ 組合員の送金額は、母の総収入額の3分の1以上である。

○組合員が弟と共同して母を扶養

$$\boxed{\text{母の所得額 (70 万円)}} + \boxed{\text{組合員の送金額 (60 万円)}} + \boxed{\text{弟の送金額 (20 万円)}}$$

$$= \boxed{\text{母の総収入金額 (150 万円)}}$$

$$150 \text{ 万円} \times 1/3 = 50 \text{ 万円} < 60 \text{ 万円}$$

→ 組合員の送金額は、母の総収入額の3分の1以上であり、かつ、弟の送金額を上回っている。

9. 国民年金第3号被保険者（被扶養配偶者）の手続きについて

組合員（65歳以上の老齢基礎年金などを受ける権利を有している者は除く）の配偶者で、20歳以上60歳未満の者は、医療保険上の被扶養者として認定されると国民年金第3号被保険者に該当し、個人で国民年金保険料を納める必要がなくなります（共済組合が拠出金として負担します）。

（参考：国民年金被保険者の種別）

- ・第1号被保険者・・・農林漁業、自営業、学生など
- ・第2号被保険者・・・会社員、公務員など
- ・第3号被保険者・・・第2号被保険者の被扶養配偶者

1 新規認定時の手続き[第3号被保険者該当]

配偶者を新たに扶養認定する際には「国民年金第3号被保険者関係届」（以下、「関係届」という。）を日本年金機構に提出する必要があります。

関係届の作成・提出方法等は裏面に記載のとおり、組合員種別によって異なります。ただし大分支部では、原則として新規認定時には「関係届（該当届）」と「年金手帳等、基礎年金番号の判る書類の写し（氏名、生年月日、基礎年金番号の記載があるページ）」を、「被扶養者認定申告書」に添えて共済組合に提出してください。

2 認定中の手続き[種別確認の届け出]

令和4年10月からの制度改正に伴い、組合員の職種や勤務形態変更のため組合員種別が変わった場合には組合員が加入する年金制度が変更となることから、国民年金第3号被保険者である被扶養配偶者についても年金制度に係る手続き（種別確認の届け出）を行うことが必要となりました。

短期組合員が一般組合員になったとき又は一般組合員が短期組合員になったときには、新たな組合員種別での取扱いにより関係届を作成し、共済組合に提出してください。

種別変更に係る情報は、関係届の「B. 第三号被保険者欄」の「該当」欄(⑨～⑪)に記入してください。「理由」欄(⑩)には「5. その他（種別確認）」と記入してください。

3 扶養取消時の手続き[第3号被保険者非該当]

被扶養配偶者が扶養取消となった場合には、国民年金第3号被保険者でなくなります。

また組合員が退職したとき・65歳に到達したとき・任意継続組合員になったときにも同様に、国民年金第3号被保険者でなくなります。

20歳以上60歳未満の被扶養配偶者を所得超過・死亡・離婚・海外居住（海外特例要件非該当）の事由により扶養取消する際には、関係届（非該当届）を「扶養取消申告書」に添えて提出してください。

被扶養配偶者自身が就職して社会保険に加入したとき（国民年金第2号被保険者になったとき）には、関係届を提出する必要はありません。組合員の退職・65歳到達・任意継続組合員資

格取得により第3号被保険者でなくなったときも同様に、関係届を提出する必要はありません。

なお、組合員の配偶者は就職により国民年金第2号被保険者となったときを除き、自分の住所地を管轄する年金事務所又は市町村役場の国民年金課窓口へ届け出て、国民年金第1号被保険者として国民年金保険料を納めなければなりません。

4 その他の手続き

海外へ転出して国内に住民票がなくなったが国内居住要件の例外に該当する場合や、海外から転入して国内居住要件の例外に該当しなくなった場合には、関係届（海外特例要件該当・非該当）を提出してください。

「関係届」記入・提出方法等取扱いについて（組合員種別ごとに異なります）

組合員種別	関係届の記載			年金機構への提出
	提出者情報欄	医療保険者欄	加入制度（B⑩欄）	
一般組合員	共済組合が記入する	共済組合が記入する	36 地方公務員等共済組合	共済組合経由で提出する
短期組合員	事業主が記入する	共済組合が記入する（事業主による記入も可）	31 厚生年金保険・健康保険	事業主が提出する（共済組合経由も可）

- ・表中の「事業主」とは、厚生年金保険適用事業所の事業主（教育庁・県立学校では所属長、市町村立学校では教育事務所長）のことです。
- ・「提出者情報欄」は、短期組合員については事業主が記入することとされました。適用事業所（事業主）と所属所が同一の場合、あらかじめ記入して共済組合に提出してください。共済組合が「医療保険者欄」を記入したうえで、年金機構に提出します。
市町村立学校のように適用事業所と所属所が異なる等の事情があり、届け出時にあらかじめ記入することが困難な場合、空欄で提出してください。共済組合から適用事業所あて記入と提出を依頼します。
- ・短期組合員の被扶養配偶者に係る手続き（関係届）は、原則として事業主と日本年金機構との間で行う手続きです。共済組合は医療保険者として「医療保険者欄」を記入します。このため、届け出の可否等、詳細については日本年金機構にお問い合わせください。
- ・「医療保険者欄」は、原則として共済組合が記入します。やむを得ず事業主が記入する場合、交付された被扶養者証の券面により届け出内容を確認する等、被扶養者認定の結果に基づいて記入してください。
- ・「加入制度（B⑩欄）」は、短期組合員については当面の間「31.厚生年金保険・健康保険」を丸で囲むこととされました。

(参考：勤務形態ごとの現職組合員の種別)

任期	勤務時間	職種等	組合員種別※1
任期の定めがない 〔採用の日から組合員になる〕	フルタイム	正規職員	一般組合員
任期の定めがある 〔所定の勤務時間が週20時間以上等、一定の要件を満たした場合に組合員となる〕	フルタイム (正規職員と同じまたはそれ以上)	再任用職員	一般組合員 ※3
		任期付職員	
		臨時的任用職員 会計年度任用職員※2	短期組合員 ※3
	短時間勤務 (パートタイム)	再任用職員	
		任期付職員	
		会計年度任用職員 (非常勤事務職員等)	

※1 船員保険に該当する場合には、船員組合員または船員短期組合員となる。

※2 常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が原則として18日(令和4年10月1日以降の期間については、1月間の日数(地方公共団体等の休日を除く。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている会計年度任用職員は、当該要件に該当するに至った日以後、一般組合員になる。

※3 勤務時間等、適用の要件を満たした場合の組合員種別で、要件を満たさない場合は組合員にならない。